

組織犯罪対策推進委員会運営要領の制定について（例規通達）

平成17年 3 月 9 日

本部（組対）第15号

〔沿革〕 平成19年 3 月本部（機改）第15号、20年 3 月本部（企）第16号、23年 3 月本部（警務）第15号、26年 3 月第20号、28年 3 月本部（警務）第11号、29年 3 月第 9 号、令和 4 年 3 月第 9 号、 8 年 3 月第17号改正

組織犯罪対策を一層強力に推進するため、組織犯罪対策推進委員会運営要領を別添のとおり制定し、平成17年 4 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、暴力団総合対策推進委員会運営要領の制定について（平成 5 年 1 月29日付け本部（捜二）第 1 号）は、廃止する。

別添

組織犯罪対策推進委員会運営要領

第 1 趣旨

この要領は、新潟県警察組織犯罪対策要綱の制定について（平成17年 3 月 9 日付け本部（組対）第14号）に基づき、組織犯罪対策推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 任務

委員会は、組織犯罪対策について総合的に検討を行い、その推進を図るものとする。

第 3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、別表 1 のとおりとする。

第 4 幹事会

- 1 委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、委員会から付託された事項及び委員会に諮るべき事項について検討を行うとともに、組織犯罪に係る情報の集約、分析及び疑取情報の検討を行うものとする。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表 2 のとおりとする。

第 5 会議

1 委員会

- (1) 委員会は、委員長が必要により招集する。
- (2) 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

2 幹事会

委員会の規定は、幹事会について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」とあるの

は「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、組織犯罪対策課において行う。